

最低賃金および労務相談会 開催

「滋賀県最低賃金総合相談支援センター」の相談員派遣事業による「最低賃金および労務相談会」を開催いたします。

本センターは、「中小企業事業主等の経営改善および労働条件改善、労務管理等への疑問・質問を解消するため」、事業主さまからの相談にお応えさせていただきます。

開催日：① 平成28年10月26日（水）

② 平成28年11月 2日（水）

①②共に 13時30分～16時30分

対象：中小企業事業主さま、個人事業主さま

会場：甲賀市商工会館2階会議室
甲賀市水口町水口5577-2 TEL：0748-62-1676

費用：無料 ※ 相談員の営利目的・営業活動は一切いたしません

相談例：労働諸法令、労働保険、社会保険制度、賃金、退職金、
労働時間制度の見直し、就業規則（賃金規定など）の改正、
高齢者雇用、人材育成、など、最低賃金に関わらずお応えします

派遣相談員：社会保険労務士 久保田 佳史 TEL：0748-69-5030

申込み方法：以下にご記入の上、甲賀市商工会 FAX：0748-63-1052 に10月21日（金）までに、この用紙をFAXください。日時決定後、相談員から連絡いたします。当日の参加も結構です。その際はお待ち頂くこともあります。

事業所名：_____， 相談者名：_____

電話番号：_____， 希望日時：平成28年 月 日 時 ～ 時

滋賀県最低賃金総合相談支援センター

設置場所：大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階 滋賀県社会保険労務士会事務局内

開設日：平成28年4月1日～平成29年3月31日（日・祝日の開設日一部あり）

時間：9時00分～17時00分

事業内容：① センター相談員事業

センター開設日における電話相談、窓口・訪問者への相談対応

② 専門家派遣事業

相談員を事業所に派遣し、相談および助言を実施

※ 本相談会は②事業の一部として実施